

延べ面積の敷地面積に対する割合は、

12/10以下とする。

チ) 駐車場及び出入口を除く敷地の道路沿いには、道路より幅0.6メートル以上の植樹帯を設ける。

なお、門及び塀を設ける場合は、高さ1.8メートル以下とし、塀は透視可能なフェンス、鉄柵等とする。

リ) 広告物、自動販売機の設置はできないものとする。

ヌ) 建築物の色彩は、極端な原色や派手な色を避け、周辺との調和を配慮する。

(2) 業務施設地区

イ) 建築物は

- ・店 舗 (併用住宅含む)
- ・事 務 所 (同 上)
- ・診 療 所 (同 上)
- ・個人専用住宅
- ・バス折返場及びその附属施設
- ・コミュニティプラント(合併処理浄化槽、ポンプ場等)とする。

ロ) 現状の一土地区画の分割、統合は出来ないものとする。

ただし、協定設定時の土地区画単位での分割、統合はこの限りではない。

ハ) 一土地区画の敷地面積は、140平方メートル以上とする。

ニ) 建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から道路境界線までの距離を1.0メートル以上とする。

ただし、バス折返場の附属施設は除くものとする。

ホ) この地区の

建築面積の敷地面積に対する割合は、

6/10以下とし、

延べ面積の敷地面積に対する割合は、

20/10以下とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、相模原市長の認可のあった日から10年以上とし、それ以後については、第6条に定める協定の廃止の認可公告のあった日までとする。

ただし、違反者の措置に対しては、期間満了後も、なお効力を有するものとする。

(効力の継承)

第11条 この協定は、認可のあった日以後において当該建築協定の土地の所有者等となった者に対しても、なお、その効力が及ぶものとする。

(違反者の措置)

第12条 第9条の規定に違反した者があった場合、第14条に定める委員会の委員長は、委員会の決定に基づき、当該土地の所有者等に対して工事施工停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置を請求するものとする。

2 前項の請求があった場合においては、当該土地の所有者等はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第13条 前条第1項に基づく請求があった場合において、当該土地の所有者等がその請求に従わないときは、委員長は、委員会の決定に基づき、その強制履行又は、当該権者の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求することができる。

2 前項の提訴手続き等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(運営委員会)

第14条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会を設置する。

2 委員会は、この協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(役員)

第15条 委員会には次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 会計 1名

(4) 委員 若干名

2 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

3 副委員長及び会計は委員のなかから委員長が委嘱する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故のあるとき、これを代行する。

5 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

6 委員は任期が満了した場合においても後任の委員が任命されるまで、その職務を行う。

(補則)

第16条 この協定に規定するもののほか、委員会の組織運営議決の方法等について必要な

事項は、別に定める。

(附 則)

第17条 この協定は、相模原市長の認可の日から起算して1年以内において、当該建築協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存することになったときから法第73条第2項の規定による認可の公告のあった建築協定と同一の効力を有する。

2 この協定書は、3部作成し、2部を相模原市長に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。